

インフォメーション

本本庁
〒328-8686
入舟町7-26
☎21-2224
FAX24-8686

大平総合支所
〒329-4492
大平町富田558
☎43-9205
FAX43-8818

藤岡総合支所
〒323-1192
藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900
FAX62-4625

都賀総合支所
〒328-0192
都賀町家中5982-1
☎29-1100
FAX28-0169

西方総合支所
〒322-0692
西方町本城1
☎92-0300
FAX92-2611

お知らせ

母子専属福祉資金
子どもの進学、就職
資金の無利子貸付

母子・寡婦世帯のお子さ
んの高校・大学進学や就職の
資金を無利子で貸付します。

※寡婦とは、かつて母子家
庭の母であつて、お子さん
が成人した後もなお、配偶
者がいない方です。

○就学支度資金(入学金、
入学に必要な被服等の購入
資金)
○修学資金(授業料、書籍
代、通学等の資金)

受けられます。
本健康増進課 ☎25-3511
大健康福祉課 ☎45-1788
藤健康福祉課 ☎62-0904
都健康福祉課 ☎29-1103
西健康福祉課 ☎92-0311

くは、下記へ
本学校教育課 ☎21-2178
国民年金保険料の2年
前納(口座振替) 始まる
4月末の口座振替分か
ら、割引額により大きな2
年前納ができます。

の全額がその年の社会保険
料控除の対象
○メリット3 2年前納は
口座振替のみ利用可能なた
め、納め忘れを防ぐことが
できる
※2月末までに金融機関の
窓口申し込む。

平日夜間、休日納税
相談窓口の開設
この機会に納付、または
相談にお越しください。納
期限内での納付に協力をお
願いします。

定例教育委員会開催
1月の定例教育委員
会を1月20日(月)14
時から皆川公民館(皆
川城内町)で開催します。
本教育総務課
☎21-2711

○就職支度資金(就職に必
要な被服・通勤に必要な自
動車等の購入資金) 寡婦の
お子さんは対象外
○修業資金(就職に必要な
自動車運転免許の取得資金
等)

防接種への費用助成を行っ
ています。
○接種を希望される場合
は、必ず接種前に問合先ま
で連絡ください。
助成を受けるのに必要な
申請書等を交付します。

◆対象 市内に住所を有す
る満70歳以上の方
◆助成金額 3,500円
◆助成回数 生涯1回
※3,500円を超えた部
分は、自己負担。

選考期日等
▽告示日 4月13日(日)
▽選挙期日(投票日) 4月20日(日)
7時~20時(一部18時まで)

平成26年農業用免税軽油に係る申請
平成26年分の農業用軽油
引取税免税証を一括して交
付します。忘れずに申請し
てください。

本 収税課 ☎21-2131
大 税務課 ☎43-9208

注意事項
○新規および交付数量見直
しの方は、免税証の交付は
後日になります。
○新規および免税機械の追
加や入替えの方は、機械を
取得したことが確認できる
書類(契約書・納品書・領
収書等)をお持ちになるか、
機械の「メーカー名」「型式」
「馬力」をメモ等に控えて
きてください。

あつたか住まいるバンク

1月から始まる

【あつたか住まいるバンクとは】
空き家バンクに賃貸・売買の可能な空き家等を市に登
録していただき、市のホームページで登録情報の提供を
行い利用希望者に紹介を行う
ものです。

可能な空き家やこれから空き家となる予定の一戸建ての
住宅(併用住宅も可)をお持ちの方で、住宅を売りたい、
貸したいとお考えの所有者の方に物件を登録していただ
きます。(ただし、賃貸借を目的として建築されたもの、
老朽化が著しいもの、不動産業を営む者が所有するもの
等を除く)

希望の方や住替え等をお考え
の方に提供します。
・実際の契約交渉等は、市と
協定を結んでいる宅地建物取
引業協会の担当業者の仲介又
は当事者間で行っていただき
ます。

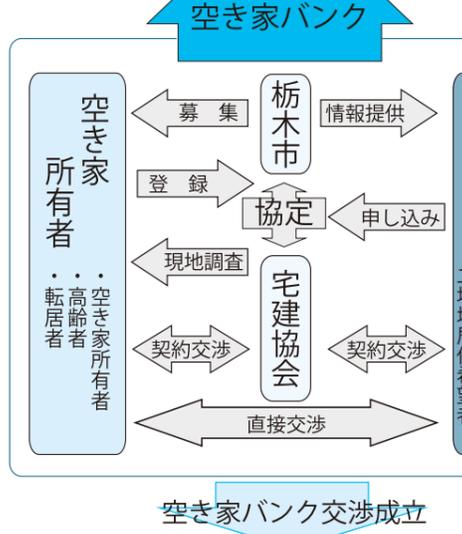
空き家バンクリフォーム補助(空き家バンクに登録され
た空き家等が対象です)
◆補助の種類
・リフォーム工事費用の一部(工事に要した経費が20万
円以上のもの)
・家財の処分費用の一部(処分に要した経費が5万円以
上のもの)

◆補助の対象者
・空き家等の所有者、購入者、賃借した方
・市税等の滞納のない方
◆補助の条件等
・補助率 工事費等の2分の1
・限度額 リフォーム工事
50万円
家財処分
10万円

◆申請に必要なもの
①免税軽油使用者証
②印鑑
③免税軽油の引取り等に係
る報告書(納品書又は領収
書を添付、写しでも可)
④手数料 420円(※新
規及び使用者証更新の場
合)つり銭の無いよう協力
をお願いします。
⑤耕作証明書(発行手数料
を)

○国税及び地方税の滞納処
分を受けた方は、処分解除
の日から2年を経過しなけ
れば申請できません。
◆問合先
(農業用軽油免税証につい
て)▽県税事務所 軽油引
取税調査担当
☎23-6882
(耕作証明書について)
▽農業委員会事務局
☎21-2526

また、空き家バンク制度の
利用促進を図るため、空き家
バンクリフォーム補助として
空き家バンクに登録された
空き家等のリフォーム及び家
財の処分に対し補助を行いま
す。
これらの制度を総称して
『あつたか住まいるバンク』
事業といえます。
空き家バンク
・市内にある住宅として利用



空き家バンクリフォーム補助
空き家バンク利用料は無料です。

本 建築課 ☎21-2622

本 建築課 ☎21-2622

本 建築課 ☎21-2622

本 建築課 ☎21-2622